

山口県一般廃棄物処理長期広域化等計画策定に係る調査等業務委託 仕様書

1 業務の目的

山口県（以下「本県」という。）では平成11年に「山口県ごみ処理広域化計画」を策定し、広域のごみ処理体制の確立を進めてきたところであり、その後「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（平成31年3月29日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知）」を受けて「山口県循環型社会形成推進基本計画（第4次計画）令和3年3月策定」に位置付ける形で、令和3年度から12年度末までの10年間を計画期間とした「山口県ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化計画」（以下「現行計画」という）を策定した。

今般、環境省は「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（令和6年3月29日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知、以下「令和6年国通知」という。）」で、人口減少等が進行しつつある中、プラスチック等の資源循環強化、災害対策強化、気候変動対策の推進等の観点から、中長期的な視点での安定的・効率的な処理体制確保のため、都道府県が主体となり、令和9年度末を目途に長期広域化・集約化計画を策定するよう通知した。

令和6年国通知を踏まえ、2050（令和32）年度までを計画期間とする新たな「山口県一般廃棄物処理長期広域化・集約化計画」の策定に向け、市町及び一部事務組合（以下「市町等」という。）と広域化等の可能性についての意見交換、必要な調査等を行うことを本業務の目的とする。

2 業務名

山口県一般廃棄物処理長期広域化・集約化計画策定に係る調査等業務

3 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

4 業務内容

環境省「広域化・集約化に係る手引き（令和7年3月改定）をふまえ業務を行うこと

（1）現状把握と課題の抽出

県内の各市町の人口、一般廃棄物の排出量や広域化への取り組み状況を、既存資料及び意見照会（アンケート、ヒアリング）の結果等により把握する。

ア 各自治体一般廃棄物処理計画による現状把握

各市町の一般廃棄物排出量、一般廃棄物の処理体制及び処分状況
（し尿処理施設で処理後に生ずる汚泥の取扱いも含む）

イ 施設の処理能力、現況、将来設計の調査

各市町等（一部事務組合を含む）の循環型社会形成推進地域計画

ウ 「山口県ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化計画」に基づく計画の達成状況及び課題等

エ ごみ処理施設のエネルギー消費量及び温室効果ガス等排出量現状把握

- オ 県内市町の地理要因、気象要件
 - カ 県内市町等における廃棄物等に係るこれまでの枠組み体制
 - キ 災害廃棄物処理計画等による処理体制把握
 - ク 焼却灰の処理について
 - ケ 民間活力活用の全国事例について
 - コ 最新の可燃ごみ処理施設の動向（焼却処理以外も含む）
気候変動対策、資源循環の強化、災害対策の強化、地域への多面的価値の創出の
取組について
- 上記の内容をふまえ、各ブロックごとの進捗状況、処理コストや環境負荷等の課題を抽出する。

（２）人口及びごみ排出量等の将来予測

山口県における一般廃棄物処理の現状把握を行ったうえで、２０５０（令和３２）年度までの県内の各市町の人口及び種類別のごみ排出量等の将来予測を実施し、今後の一般廃棄物に係る適正な処理施設数、処理体制を検討するための基礎情報を整理する。

（３）新たなブロック（素案）の提案

（１）及び（２）の調査結果（人口、ごみ収集量、処理能力、地理的要因等）を踏まえて、数パターン作成すること。

なお、検討に際しては現行計画を踏まえて検討すること。

（４）広域化・集約化によるメリット・デメリットの分析

（３）で示したブロック素案をもとに現行の岩国、柳井、周南ブロックについて、現在の一般廃棄物の処理体制を継続した場合と広域化・集約化を実施した処理体制の場合とを比較し、分析する。

なお、広域化・集約化を実施した場合の施設規模を算定し、現状との比較を行うものとする。

＜比較・分析項目の例＞

広域化・集約化の必要性 （Ｒ６環境省通知）	比較・分析項目
持続可能な適正処理の確保	・将来の人口、計画１人１日平均排出量に基づく施設整備規模 ・ごみ処理事業経費（処理施設整備、中継施設の設置、維持管理、収集運搬費等も含む）必要人員 ・民間活力活用の検討 ・施設の長寿命化
気候変動対策の推進	・エネルギー消費量の低減及び温室効果ガス削減効果
資源循環の強化	・エネルギー回収率の向上
災害対策の強化	・災害廃棄物処理体制
地域への多面的価値の創出	・災害時の防災拠点

(5) 最新の動向の修得のための勉強会

県内市町及び一部事務組合を対象に、最新の動向の修得のための勉強会を実施する。内容は、ごみ処理施設のエネルギー利活用事例、民間事業者の取組、災害廃棄物の対応、先進事例の見学等を想定する。

(6) 廃棄物広域対策協議会等の開催

協議会及び担当者会議の運営を支援し、会議の資料作成や議事録の作成や提出を行うとともに、必要に応じて提案やアドバイスを行うこと。なお協議会の開催は年1回を、担当者会議は年数回を予定している。

(7) 業務報告書の作成

これまで評価・検討した結果等をもとに令和6年国通知や市町等の意見を踏まえ、業務報告書を作成する。

5 業務の進め方

- (1) 業務を実施するにあたり、意図及び目的を十分理解した上で、適切な人員を配置し、正確かつ丁寧にこれを行わなければならない。なお、業務従事者の中から県との情報共有、業務の進捗状況の確認等を行う統括責任者を1名選任し、契約後、直ちに県へ通知すること。
- (2) 契約締結後、県が指定する期日までに「業務実施計画書」（本業務の実施体制、県との連絡体制及び業務実施スケジュールを記載したもの）を提出の上、委託業務の詳細内容及び各作業の実施時期を県と協議し、業務を履行すること。
- (3) 委託契約書及び本仕様書に基づき、県と密接に連携をとり、その指示及び監督を受けなければならない。
- (4) 業務における協議・打合せを定期的に行うほか、県が必要とする場合は、随時、検討内容や進捗状況について協議・打合せを行い、資料や情報の提供を行うこと。
また、協議・打合せの内容については、その都度受託者が議事録を作成し、県に報告すること。
- (5) 業務遂行に必要なデータを市町等から収集する必要がある場合には、市町等への依頼及び調査票の配布は県が行うが、調査票の作成、回収及び取りまとめ作業は受託者が実施すること。
- (6) 業の遂行上意義が生じた事項、本仕様書に明記していない事項であっても業務遂行上必要と思われることについては、県と受託者で協議を行い、決定するものとする。

6 成果品および提出期限

以下の成果品を提出期限までに提出すること。

(1) 成果品

- ア 業務報告書
- イ 本業務において収集・作成した資料
- ウ Microsoft Word、Microsoft Excel または pdf ファイルで作成した上記ア・イのデータを記録した CD-R（電子媒体1部）

エ その他県が指示したもの

(2) 提出期限

令和8年3月31日（火）まで

ただし、新たなブロック（素案）については令和7年11月28日（金）までに、報告書の案は令和8年3月10日（火）までに提出すること。

7 成果品の不備

成果品に不備がある点が発見された場合は、契約終了後であっても、乙の負担と責任において修正を行うものとする。

8 納入場所

山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課とする。

9 委託限度額

9, 515千円（消費税及び地方消費税の額を含む。税率は10%とする。）

10 再委託について

- (1) 乙は、業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、高い効果が見込めると県が判断した場合、業務の一部を再委託することができる。
- (2) (1) で認められた場合、再委託の相手方、再委託する理由及び内容、契約金額、その他必要事項をあらかじめ提出し、承認を受けなければならない。

11 特記事項

- (1) 県が貸与するもの以外、本業務を行うにあたり必要な資料は、原則として受託者が収集する。
- (2) 受託者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ。）を山口県に無償で譲渡し、著作人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、受託者の責任に応じて一切を処理する。
- (3) 納入される成果物に、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合、受注者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行う。
- (4) 受託者は、本業務の処理場知り得た情報（個人情報を含む）を、他に漏らしてはならない。また、コンサルタントとしての中立性を厳守しなければならない。なお、契約終了後であっても同様とする。